



農地中間管理の 申込みの流れ

貸借する相手と、貸借する農地が決まっている場合は、農林課窓口で手続きができます！

持ち物

- 貸出または借入する農地の情報（地番・地目・地積・所有者）がわかるもの

以下の書類のいずれかをお持ち頂くと手続きの時間を短縮できます。

- 農地筆別一覧（農業委員会発行）
- 固定資産税課税明細書（税務課発行）
- 登記事項証明書（法務局発行）

※農地筆別一覧交付申請書は、農業委員会窓口でお渡し又はHPでダウンロード可能

確認事項

- 別紙'調査票'のとおり

※調査票は、農林課窓口でお渡し又はHPでダウンロード可能

農用地利用集積促進計画は、調査票をもとに農林課で入力します。

入力後に必要書類を郵送しますので、届いたら裏面のとおりに提出して下さい。

提出書類

所有者（出し手）

○ 農用地利用集積促進計画（公社借入）

…農地の所有者の押印があるもの2通

※ただし、契約する農地の中に地域計画の区域内と区域外の両方の農地がある場合は、各区分2通（計4通）必要になります。

○ 共有者リスト

※（該当者のみ）

…共有持ち分の1/2以上の同意印があるもの

※中間管理機構に計画書を提出したことがある方は不要です。

○ 賃料振込依頼書

○ 口座情報確認書類

…通帳、ネットバンクの口座情報照会画面等の写し

耕作者（受け手）

○ 農用地利用集積促進計画（公社貸付）

…農地の耕作者の押印があるもの2通

※ただし、契約する農地の中に地域計画の区域内と区域外の両方の農地がある場合は、各区分2通（計4通）必要になります。

※中間管理機構に計画書を提出したことがある方は不要です。

○ 貯金口座振替依頼書（農協用）

→各JA支店へ提出

○ 貯金口座振替申込書（公社用）

→各JA支店の確認印押印済のものを農林課へ提出

農林課で手続きしてから3～4か月後に県公告が行われ、成立となります。